

福岡医療短期大学  
歯科衛生学科・保健福祉学科の  
現状と課題

改善報告書 2017年度

福岡医療短期大学 自己点検・評価委員会  
2018年10月

## 改善報告書作成にあたって

福岡医療短期大学  
学長 北村 憲司

福岡医療短期大学は平成 30 年 6 月に「福岡医療短期大学 歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題 2014-2016 年度」を発刊し、その中で、多くの改善された課題とともに、今後解決すべき課題が提起された。本改善報告書はそれらの指摘事項に対する本学の現時点での対応を示したものである。現状把握・課題抽出による改善策の検討と実施は PDCA を回す上で不可欠のしくみであるが、これまで、本学では改善報告書を出すことができず、改善の状況をまとめて確認する資料がなかったため、誰が、何を、いつまでに、どのようにして、どこまで、改善するかが分かりづらかった。今回、本改善報告書を発刊することができたことによって、福岡医療短期大学の改善に向かう活動と努力が明らかにされ、多くの人の目に触れることによって、より一層の改善が図れるものと期待している。今回の改善報告書作成を契機として、しっかり PDCA サイクルが回転し、常に教育改善が行われる環境を作り、社会から更に信頼される大学に歩んでいきたい。

地域社会から活力をもらい、地域社会とともに発展することを役割とする短期大学が、教育の活力をどのように地域に還元し、また地域の力をどのように教育に反映させるのかは、一層の発展を目指す本学にとって常に考慮する必要がある。本学が置かれている現状を正確に捉え、個別課題を明確にすることは問題解決に必然のプロセスであり、個別課題に対する解決アプローチと実践は本学の成長そのものである。その意味で、自己点検評価報告書と本改善報告書は対を成すものであり、間断なく教育研究・管理運営を改善していくことが、大学としての信頼を高め、地域の信頼をより強固にし、本学の教育の質変換をもたらすものと考えられる。

福岡医療短期大学は、建学の精神にある「歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成し、医療・保健・福祉に寄与すること」に一步一步堅実に近づくために、常に教育改善を行い、今後も社会に有用な専門職業人の育成に当たりたい。

最後に、本改善報告書の作成作業の中心となって時間を割いて努力された自己点検評価委員各位並びにそれぞれの業務の中で改善に心血を注がれた本学教職員の皆様に厚く感謝するとともに、学内外の関係者の皆様のご助言・ご批判をいただき、より大きな改善の果実が得られるよう努力したい。

## 目 次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	3
基準Ⅰ-A 建学の精神	5
基準Ⅰ-B 教育の効果	5
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	7
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	10
基準Ⅱ-A 教育課程	12
基準Ⅱ-B 学生支援	16
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	22
基準Ⅲ-A 人的資源	23
基準Ⅲ-B 物的資源	26
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	27
基準Ⅲ-D 財的資源	29
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	33
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	34
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	35
基準Ⅳ-C ガバナンス	36
【選択的評価基準 職業教育の取組について】	37

# 基準 I

## 建学の精神と教育の効果

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### 【行動計画】

- ・「三つのポリシー見直し検討部会」を設置し、平成 29 年度以降のシラバスの記載内容の見直しにつなげる予定である。
- 平成 29 年 9 月 7 日に「3 つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」を開催した。本協議会には 5 名の学外委員の出席を得、アドミッション・ポリシーと現状のギャップ、大学における汎用的能力育成の重要性等が指摘された。
- ・全学的なシラバスの見直しについて、第三者によるチェック体制の維持とともに、学修成果について学生に理解しやすく、課外学修時間の増加につながる記載内容の見直しを開始した。
- 平成 29 年度に学務・FD 委員会にカリキュラム・シラバス改善作業部会並びに基礎実習検討改善作業部会を設置するとともに、シラバス作成に関する FD ワークショップを開催した。カリキュラム・シラバス改善作業部会では、これまでのシラバスの内容を見直し、ディプロマ・ポリシーと連携した一般目標の設定、一般目標を具体的に示し、評価可能な行動目標の設定等の新しいシラバス記載様式を定め、平成 30 年度シラバスに適用することを提案し、教授会で決定した。
- ・FD・SD 活動の推進により教員の教育力向上に努める。
- 平成 29 年度に学務・FD 委員会に FD 年間計画立案作業部会を設置し、年間を通じた体系的な FD を実施した。平成 29 年度 FD 計画では取り組みを教育関係、厚生補導関係、研究関係の 3 項目に分類し、教育関係ではシラバス作成ワークショップ、ループリック作成ワークショップを開催した。また、厚生補導関係では教員の学生指導力を高めるためにカウンセリングに関するワークショップを開催した。平成 30 年度以降も FD 年間計画立案作業部会を中心に FD 年間計画を作成し、体系的に FD を実施することで教員の教育力の向上に努める。
- ・過去の入学生の追跡調査を実施し、入試形態の見直し、教育の向上・充実のために活用していく。
- 平成 29 年度に教育支援・教学 IR 委員会と入試委員会が合同で、平成 24 年度-平成 26 年度入学試験成績と在学中の成績の相関について検討し、歯科衛生学科では面談・小論文は在学成績と相関が弱く、評定値は相関する結果が得られた。保健福祉学科では評定値は在学成績と相関が弱く、面談・小論文は相関する結果が得られた。一方、2 年学科成績は卒業試験成績との相関が相対的に弱かった。以上のことから、歯科衛生学科では入学試験における面談(面接)及び小論文の内容を検討する必要があることが確認された。また、保健福祉学科では 2 年学科成績と卒業試験成績の相関係数が 1 年学科成績と卒業試験成績の相関係数よりも低いことから、2 年のカリキュラムについて今後検討する必要がある。

[テーマ]

基準 I-A 建学の精神

【改善計画】

・建学の精神は教育基盤として確立されているが、第三次中期構想の中で実施していく教育活動の中で、学内外において深まり、教育課程やシラバスに反映されるよう教育活動を推進していく（努力が必要である）。

→ 平成 30 年度授業要項（シラバス）の改定に際し、これまで 2 分冊として学生に配布していた学生の葉と授業要項を合本した。その結果、建学の精神、3 つのポリシー、学則および試験等の規則、シラバスが 1 冊にまとまり、それらの関連を理解しやすくした。

[区分]基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

【課題・改善状況】

・建学の精神および理念が単なる概念にとどまることなく、これらの教育改革や改善の中でも意義を持つものとして、学内外への明確な周知と共有・再認識の機会を大切にしていきたい。

→ 上述のように、シラバスを改定し、理念と具体的な教育内容の関連を明確にした。また、「3 つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」を開催し、学外ステークホルダーの意見を参考に改善できる仕組みを構築するとともに、平成 30 年度にはオープンキャンパス、高校教員対象オープンキャンパスにおいて 3 つのポリシーを紹介し、周知する機会を設けた。

・平成 28 年度に策定した第三次中期構想に基づき実施していく教育活動の中で、医療・福祉ニーズの高度化・多様化に対応できる専門職業人養成のために、建学の精神はこれからも本学の教育改革の礎として理解が深められるべきである。

→ 平成 29 年度に設置したカリキュラム・シラバス改善作業部会で、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム編成を検討し、建学の精神の理解が深まる教育に向けて検討を続けている。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

【改善計画】

・多様な学生や社会・産業界のニーズに対応するために、入学前教育・初年次導入教育、社会体験や職業実践性を重視した教育の充実が求められている。

→ 入学前教育については、平成 30 年度入学予定者（AO 入試・推薦入試合格者対象）に対し、英語・数学・国語に関する課題を配布し、期日までに回収し、入学生の学力把握の資料とした。初年次導入教育については、保健福祉学科ではすでに「保健福祉体験学習」として実施しているが、歯科衛生学科ではカリキュラム・シラバス改善作業部会で初年次導入

教育プログラムを検討し、平成 31 年度から実施予定である。保健福祉学科では介護施設でのボランティア、インターンシップなどの充実を図り、歯科衛生学科では学外実習施設での臨床実習を学務・FD 委員会で検討している。

・教育の理念、3 つの方針、教育目標、カリキュラム編成についての定期的な確認や可視化された学修成果を検証するとともに、卒後調査を通じて社会・産業界のニーズ変化を正確に把握し、教育改善につなげる。

→ 平成 29 年度に卒後調査を実施したが、回収率が 30%を割っているため、回収率の向上を図るための周知に取り組んでいる。

・他大学との連携や新たな文部科学省の選定教育事業を通じて、学修評価等の取り組みを推進するとともに、自己点検・評価委員会の活動を充実し、教育改革を進めていく。

→ 今回から自己点検評価報告書作成年の中間年に改善報告書を作成することによって、自己点検評価委員会の活動の充実を図った。

・平成 28 年度に学務・FD 委員会の中に「三つのポリシー見直し検討部会」を設置し、シラバスの見直しを開始しており、第三者によるシラバスチェック体制の維持とともに、シラバス記載内容の見直し、学外実習プログラムの見直し作業を開始している。

→ 平成 28 年度に学務・FD 委員会に「三つのポリシー見直し検討部会」を設置したが、学外者の意見を聴取する必要があるため、学外者を含む「3 つのポリシー並びにカリキュラム編成に関する協議会」を設置し、平成 29 年 9 月に意見を聴取した。そのため、シラバスの見直しは同委員会のカリキュラム・シラバス改善作業部会で取り扱うこととし、平成 29 年度から作業を開始した。

・また、学務・FD 委員会を中心とした FD・SD 活動の推進により、教員の教育力向上に努める。

→平成 29 年度に学務・FD 委員会に FD 年間計画立案作業部会を設置し、体系的な FD 活動を開始した。平成 29 年度は教育に関して 4 回、厚生指導に関して 2 回、研究手法に関して 2 回、計 8 回の FD を実施した。

[区分]基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

**【課題・改善状況】**

これからも学園中期構想に沿った教育目的・目標の点検、見直しとともに、歯科衛生士の周術期の口腔保健管理教育の検討や介護福祉士の医療的ケア教育のみ見直しなど、全学学的な教育の向上・充実を図りたい。

→ カリキュラム編成の検討するためには問題点・課題を具体的に示す根拠資料が必要であり、そのために平成 30 年度にアセスメント・ポリシーを策定した。アセスメント・ポリシーによってカリキュラム改善を図り、教育の向上を図る仕組みを作ることができた。

[区分]基準 I-B-2 学修成果を定めている。

【課題・改善状況】

・多様な学生の質の変化や社会ニーズを正確に把握し、それらを踏まえた学修成果の可視化が求められており、今後は産業界や卒業生を対象とする調査等を通じて、本学の人材育成教育における学修成果の点検・評価を実施していきたい。

→ 平成 29 年度に卒後調査を実施したが、回収率が 30%を割っているため、回収率の向上を図るための周知に取り組んでいる。

・これまでのシラバス見直し体制の維持とともに、平成 29 年度からシラバスの記載内容の見直し、学外実習プログラムの見直し作業を開始しており、学修成果の伸長の推進を進めていきたい。

→ 学務・FD 委員会にカリキュラム・シラバス改善作業部会および基礎実習検討作業部会を設置し、シラバス記載内容の改善と実習プログラムの改善を検討している。

[区分]I-B-3 教育の質を保証している。

【課題・改善状況】

これからの短期大学には、学修成果の観点からのさらなる教育効果の検証と教育の質保証が求められる。本学全体の教育の質保証のための取組として、①人事考課制度における重点目標の具体化と目標達成のための考課者と教職員との連携の強化、②最優秀教育に寄与した教員の顕彰制度や人事考課制度の評価の低い教員に対する対応の検討、③他大学の教職員等による授業参観や本学教員の相互参観・評価の活用などがあげられる。さらに、④学務・FD 委員会を中心とした FD・SD 活動の推進により、各教員の教育力の向上に努めたい。

→平成 29 年度までに①、②、④については実施している。③については未実施となっているが、今後授業評価アンケートを教育支援・教学 IR 委員会で分析し、その結果を公表すること、並びに平成 30 年度から非常勤講師に委嘱している科目についても、評価責任者として専任教員を当てるように変更することとし、教育効果の顕彰と改善を行っていくこととした。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

【改善計画】

・日常の教育研究活動や業務・実務の担当者自身が点検・評価の責任者となり、学修成果を焦点とする客観的な査定と根拠に基づいた評価を心がけていきたい。

→ 「日常の教育研究活動や業務・実務の担当者自身が点検・評価の責任者」となることで、現場で遭遇する問題の抽出ができる。しかし、「客観的な査定と根拠に基づいた評価」を行うためには、事前に KPI（キー・パフォーマンス・インデックス）を設定し、KPI を指標に評価する体制が必要である。平成 30 年度にアセスメント・ポリシーを策定し、評価のために必要な資料を決定した。今後それぞれの資料に数値目標を設定することで KPI とし、客観

的な査定につなげていく。

・学務・FD 委員会や FD・SD 活動を通じて教育成果に関する情報共有と審議を自己点検・評価に活かすことによって、本学全体の教育改善を図っていきたい。

→ 学務・FD 委員会が教育の日常活動を行うとともに、体系的な FD 活動を実施し、カリキュラム編成等の見直しを行うことと、学修成果について教育支援・教学 IR 委員会で資料の分析を行い、自己点検・評価委員会で問題点・課題の把握および公表を行うことで教育改善を図るシステムが平成 29 年度から稼働し始めた。

・平成 29 年度には入試委員会と教育支援・教学 IR 委員会との共同作業として、過去の入学生の追跡調査を予定しており、入試形態の見直しを含め、教育の向上・充実のために活用していきたい。

→ 教育支援・教学 IR 委員会で平成 26 年度-平成 28 年度入学生の学修成果の達成度に関する調査・分析を行った。その結果に基づいて、平成 30 年度入学試験の実施形態の見直しを行った。

[区分]基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

#### 【課題・改善状況】

・単年度毎の自己点検・評価の取組を機能させるため、教授会が定期的に自己点検・評価委員会からの活動報告を受け、その活動方針に対して助言と指導を与える等の改善方策の検討が必要である。

→ 現在の自己点検・評価は短期大学基準協会の認証評価に対応して、3 年・4 年の周期で実施しており、自己点検・評価報告書も 7 年に 2 回作成している。課題としてあげられている毎年の自己点検・評価の実施と教授会への報告は理念として正しいと考えるが、本学の教職員数・業務内容等から考えて、教職員への負担が過重となり改善のためのエネルギーが確保できるかを慎重に検討する必要がある。一方、自己点検・評価報告書では改善計画・課題は明記されているが、実際にいつどのように改善・解決されたかについて検証が行われておらず、毎年どの自己点検・評価による改善よりも、現時点では改善計画の推進と改善の検証が重要であると考えられる。本改善報告書はその目的のために作成されているもので、この結果を踏まえて、更に改善が必要な事項について検討し、改善ができたものについて整理し、教育活動の向上を図る。

・自己点検・評価は本学教育の質保証の要であり、教職員の連帯感を高め、スピード感のある自己点検・評価の取組が必要である。

→ 今回の自己点検・評価報告書は本来、平成 29 年度に完成すべきものであったが、学長・学科長の交代等により、取組の開始が遅れてしまった。また、自己点検・評価に必要な資料が集積されていないため、資料収集に時間を要したことも遅延原因としてあげられる。今後、スピード感ある自己点検・評価の取組を行う上で、学務・FD 委員会の資料、教育支援・

教学 IR 委員会の資料を自己点検・評価委員会が活用することで、自己点検・評価の迅速な取組につなげる。

## 基準Ⅱ

### 教育課程と学生支援

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### 【行動計画】

・学生の質だけではなく、社会が求めるニーズも年々変化していることから、カリキュラムや学生支援体制を今後も継続的に見直す必要がある。

→ 歯科衛生士養成は専門学校、短期大学、4年制大学など多様な教育機関で行われており、その中で、本学は3年間で国家試験受験資格が得られる、専攻科による学士取得ができることを大きな特徴としている。短期大学の使命として、歯科衛生士としてのリーダーを養成することが求められており、専門職業人養成の観点のみではなく社会人としての素養の育成という観点からもカリキュラムを編成し、学生指導に当たることが必要である。そのために、各種委員会の活動を活発化させ、国内外の養成校の調査研究をおこなう。

・教育成果の改善目標は①初年次教育の充実、②超高齢社会や多様化したニーズに対応できる柔軟な思考力の養成、③社会的・職業的自立に必要な汎用的能力の獲得とする。

→ 歯科衛生学科では初年次教育が実施されていないため、平成31年度導入を目指し、検討を行っている。保健福祉学科では「保健福祉体験学習」を初年次教育として実施しているが、平成31年度に授業内容の改善を図る。柔軟な思考力を養成するや汎用的能力を獲得するため、基礎分野・選択必修分野等の専門外科目の充実を平成29年度から検討しており、平成31年度授業要綱に反映させる。

・インターンシップ教育やピアサポート型教育によってコンピテンシー獲得のための教育として実施し、社会が求める専門職業人の輩出に努める。

→ 平成29年度に学務・FD委員会にカリキュラム・シラバス改善作業部会を設置し、シラバス作成様式の変更を通して行動目標の具体化を図った。今後、行動目標と一般目標・学位授与の方針を関連付けることにより、コンピテンシー獲得を可視化していくことを計画している。

・ルーブリックの学修評価への活用、汎用的能力判定のためのPROGテストの活用について研修を行い、学修到達度を適切に測定・評価する取り組みを行う。

→ 平成29年度にルーブリックに関するFDワークショップを2回開催（アセスメント・ポリシー作成ワークショップを含む）した。また、学務・FD委員会基礎実習検討作業部会では技能・態度の評価法としてルーブリックを用いることとし、改善作業を行い、平成30年度に一部の基礎実習に試験適用した。臨床実習では総合的な評価項目一覧を作成し、尺度評価による達成目標の可視化を図った。PROGテストは分析の過程がブラックボックスとなっており、無批判的な活用は良策ではないが、他に客観的に汎用的能力を測定するものがないため、PROGテストの問題点を含めた研修は意味がある。PROGテストについては、汎用的能力を測る他の主観的評価法（短大学生調査等）との相関等を分析することによって、より効果的な活用が期待できるため、平成30年度を目途に教育支援・教学IR委員会で分析を行うことを計画している。

・FD・SDの充実を図る。

→平成29年度に学務・FD委員会にFD年間計画立案作業部会を設置し、体系的なFD活動を実施した。学内の教員等を講師やコーディネータとして教育・厚生補導・研究の領域で併せて8回実施した。平成30年度は管理運営の領域を追加し、併せて12回実施するよう計画している。

・保健福祉学科では、学生の財政的支援を今後も積極的に働きかける。

→保健福祉学科では、入学者に対する負担軽減を図るために、学生後援会費・学友会費の軽減、教科書の貸与を行った。

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

【改善計画】

・多様化した社会のニーズに対応できる柔軟な思考力と問題解決能力を持つ人材の輩出に心がけねばならない。特にこれからは、社会的・職業的自立に向けて必要な汎用的能力を備えた人材の育成が求められる。そのため、平成26年度より社会人としての汎用的能力の獲得をめざし、PROGテストを導入し、学生個々の汎用的能力の評価を継続して進めていく。

→PROGテストは分析の過程がブラックボックスとなっており、無批判的な活用は良策ではない。しかし、他に客観的に汎用的能力を測定するものがないため、PROGテストの問題点を認識した上で、利用することが必要である。PROGテストについては、汎用的能力を測る他の主観的評価法（短大学生調査等）との相関等を分析することによって、より効果的な活用が期待できるため、平成30年度を目途に教育支援・教学IR委員会で分析を行うことを計画している。

・保健福祉学科では「医療的ケア教育」の内容を充実し、実践教育と基礎教育の連携を図る。

→医療的ケア教育の課題である実習施設の開拓を行い、平成29年度に1施設追加登録した。

・国家試験受験対策を実践的に進めていく。

→両学科とも、学内の実力把握試験（臨床テスト）と学外業者の実施する模擬試験を併用して対策を講じており、歯科衛生学科では平成29年度国家試験で全員が合格し、保健福祉学科では平成29年11月から対策授業を開始した。

[区分]Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

【課題・改善状況】

・社会情勢の変化や社会的要請を踏まえ、学位授与の方針や資格取得の支援を定期的に点検・検討していくために、自己点検・評価委員会の活動を充実させて行くことが課題である。

→平成30年に刊行した自己点検・評価報告書（2014年度・2016年度）で抽出された課題に対する改善状況を「改善報告書」として中間年に刊行することとし、現在作業を進めてい

る。

[区分]基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

【課題・改善状況】

・歯科衛生学科では「コミュニケーションスキル」と「キャリアデザイン」については、学生の就業力育成にとって必須であることから、必修科目への変更を検討する必要がある。

→ 「キャリアデザイン」は平成28年度に必修科目に移行した。「コミュニケーションスキル」は対応する選択科目「接遇」と内容が一部共通しており、選択科目として実施しても就業力育成に問題は生じないと考えられるため、選択必修科目として現在も実施している。

・小児う蝕予防、成人期歯周疾患の予防、高齢者の肺炎予防については、周産期から終末期にまでおよぶ全てのライフステージへの対応と同時に、周術期の患者管理を含めた専門性の高い歯科衛生士の輩出が大きな課題となるため、カリキュラムの検討が必要である。

→ 上記テーマについては大幅なカリキュラム変更が必要であるため、平成29年度からカリキュラム・シラバス改善作業部会でカリキュラム全般の改訂を行う中で検討している。

・口腔医療センターでの実習は学生の要望などを聴取し、指導者との連携を図りながら、実習内容の改善に取り組まなければならない。

→ 授業評価アンケートでは臨床実習全般についての調査しかしていないため、今後、収集・分析の省力化を図る中で、診療科毎の授業評価アンケートにつなげていく必要があり、現在、設備等の改善を図っている。

・保健福祉学科では「医療的ケア」について教育内容を今後も検討する必要がある。

→ 医療的ケア教育の課題である実習施設の開拓を行い、平成29年度に1施設追加登録した。

・国家試験に対する全員合格を達成するために十分な指導体制を整えることも重要な課題である。

→ 両学科とも、学内の実力把握試験（臨床テスト）と学外業者の実施する模擬試験を併用して対策を講じており、歯科衛生学科では平成29年度国家試験で全員が合格し、保健福祉学科では平成29年11月から対策授業を開始した。

・専攻科は研究内容を関連学会、あるいは研究会での学術発表につなげる学生が増えるよう指導支援していくことが課題である。

→現在のカリキュラムでは、論文作成時期に対応した学術発表の機会がないため、専攻科修了後に卒業生支援として実施する事になり、実施はかなり難しいと考える。また、前期に仕上げることで後期に開催される学会（福岡歯科大学学会など）での発表は可能であるが、学会発表のための授業として「専攻研究」を設定するのは、教員・学生両者に負担が大きいため、実施必然性が高いとは思えない。

[区分]基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確にしている。

【課題・改善状況】

・具体的な目的意識が乏しいまま入学し、学業不振に至る学生がいる。そのため、将来像

が可視化できるようオープンキャンパスで体験メニューを充実させ、また、ホームページを利用して授業や実習内容を適時示していくことを検討する。

→ 平成29年度も、5月から翌年3月まで毎月オープンキャンパスを実施しており、体験メニューの充実準備も含めて実施側に多大な負担がかかることが懸念される。平成29年度に入試委員会でこれまでの入試・オープンキャンパスのあり方を検討し、平成30年度から年4回に変更することに決定した。平成30年度オープンキャンパスでは体験メニューの充実を始め、模擬授業、在学生による運営、入試説明など、その内容を変更することとした。

・高校訪問では、進路指導担当教諭の専門職種への理解がより深まるよう取組を検討する。

→ 高校訪問での聞き取り調査では、進路指導・学年担当の教員の多くは歯科衛生士、介護福祉士に対する職業理解は90%前後である。一方、就職指導教員では70%程度となり、事務職員等では40%弱となるため、職務に応じた対応が必要である。

・専攻科については他養成校からの希望者が増えているため、積極的に他校へ働きかけることを検討する。

→ 他校からの受入も必要であるが、専攻科教育を実施する上で重要な本学の教育の理念を理解した学生の入学が重要であり、専攻科学生については4年一貫教育の最終学年と捉えるべきである。また、歯科衛生学科への入学により専攻科への円滑な進学をアピールすることは、本学の入学者確保の観点からも重要である。特に、特例適用専攻科として認められるのは本学卒業生や他の認定専攻科を設置している短期大学からの入学生に限定され、その他の養成校からの進学は学位授与授与機構への学位申請に関して、教員に負担を生じさせるため、現在行っている案内以上の他校への働きかけは、今の所必要がないと考える。

[区分]基準Ⅱ-A-4 学修成果の査定（アセスメント）は明確である。

【課題・改善状況】

・歯科衛生学科では知識、技術の向上に重点を置いた教育から現場で活躍する卒業生や臨床実習指導者の協力を仰ぎ、学生の技能評価の査定やアドバイスを直接受ける機会を設け、学生の実践力の向上を図ることが課題と考える。

→ 多様な人材による指導は実践力の向上に不可欠であると考え、学生の技能評価・査定では客観的な指標に基づいて行うことが困難である。どのように協力してもらうかを、学務・FD委員会等で十分議論する必要がある。また、学生の技能評価の査定は多くの指導者の評価項目・評価基準を統一する必要がある、そのためにルーブリック評価が有用であると考え、平成29年度からルーブリック作成・評価に関するFDを開始した。今後、基礎実習・臨床実習における評価項目・評価の観点・評価の尺度を作成し、運用につなげたい。

・高度なテクニックの修得をはかるため、生体に近いマネキン教材の導入を検討したい。

→ 本学のマネキン実習設備は老朽化しており、そうした設備更新との必要性を考えた上で、導入のための優先順位を付ける必要がある。今後、文部科学省の私立大学設備備品等に対する助成事業を利用して、優先順位を考慮した上で導入することを検討する。

・国家試験全員合格を目指し、成績不振者への対応を更に充実させたい。

→ 両学科とも、学内の実力把握試験（臨床テスト）と学外業者の実施する模擬試験を併用して対策を講じており、歯科衛生学科では平成29年度国家試験で全員が合格し、保健福祉学科では平成29年11月から対策授業を開始した。

・専攻科は学修成果レポートの作成指導の充実を図り、「口腔保健学士」として更にスキルアップを遂げるとともに研究内容の質の向上が課題となる。

→ 平成29年度にシラバスの検討を開始し、研究方法論・情報処理演習を専攻研究の準備授業として設定するとともに、研究指導教員と研究指導補助教員の役割を明確にして、研究内容の質向上を図ることとした。また、これらの変更を平成30年度シラバスに反映させることとした。

・保健福祉学科では、卒業によって国家試験免除資格から国家試験受験資格に変更されたため、学修成果を向上させるための方策、学生の基礎学力、能力の格差の是正を図り、底上げを行う手段を国家試験対策として検討することが課題である。

→ 学内の実力把握試験（臨床テスト）と学外業者の実施する模擬試験を併用して対策を講じており、平成29年11月から対策授業を開始した。

・実習科目の技能評価にルーブリックの活用を検討し、測定方法の統一を図る。

→ 平成29年度に学務・FD委員会に設置した基礎実習検討作業部会で、技能評価にルーブリックを活用することを考え、FD年間計画立案作業部会で評価項目、ルーブリックの観点、尺度等の整理と作成トレーニングを行った。現在も導入に向けた準備を進めている。

[区分]基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

#### 【課題・改善状況】

・今回の調査では、回収件数が少なかったことから、今後のアンケートでは回収率を上げることが課題である。

→ 卒業生に対する働きかけで重要な点は連絡先の更新が行えているかと、協力が得られるかである。本学はこれまで卒業生への働きかけが弱く、現状として連絡先の把握ができていない。改善には、卒業生に対してメール・SNS・ホームページ等による有用な短大情報の発信を行う環境を整備することが必要であり、更新やアンケートへの協力を求めるには在学中の学生支援の充実が必要であると考え。課題解決に向けた年次計画を策定し、実行に努める。

・卒業生と就職先のミスマッチを防ぐために、情報収集に努め、学生個人の適性を把握した就職支援体制を整えることが課題である。

→ 就職先の求める能力の調査、業務・方針等による施設の分類、学生の適性による分類等を行える資料の検討を開始し、ミスマッチを防ぐ就職活動につながる支援システムを平成30年度から就業力支援委員会で検討する。

・コミュニケーション能力の不足によって就職に至らない学生にはコミュニケーション

スキルの向上につながる支援を行う。

→ 学務・FD委員会で具体的な対応を検討する。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

【改善計画】

・パソコン教室の使用について、重複使用を防ぐ調整を平成28年度に行った。

→ 平成29年度についても、同様な対応を行うことで、円滑な使用を図る。

・情報図書館の座席数が希望者に比べて少ないので、コミュニティホールなどを自学自習の場として整備したい。

→ コミュニティホールは3室あり、教室等も施設されていないため、学修スペースは充分あると考える。

・歯科衛生学科では、基礎学力評価、My College Portfolio、学生生活調査などを統合し、「学生カルテ」を作成することを検討しているが、個人情報の管理等について、詰めていく必要がある。

→ 公表できない個人情報が含まれる資料について、教員が閲覧できる仕組みとして「学生カルテ」が検討されているのならば、再考する必要がある。学生のパーソナリティに関する資料は学生が保管することが望ましく、教員との共有情報は「ラーニング・ポートフォリオ」として「学修」の範囲で活用することが求められる。

・資格取得支援については、「口腔介護推進歯科衛生士」のボランティアの要件に関する詳細な基準・規程を策定する必要がある。

→ 「口腔介護推進歯科衛生士」については、認定要件であるボランティア活動の基準も重要であるが、どのような能力が獲得でき、どのように活用できるかを示すことによって本資格の認知度を上げることができると考えられるため、教授会等で検討の場を設けたい。

・コミュニケーション能力を習得させるために、双方向授業を展開し、日常的な能力獲得を図る工夫が必要である。

→ 平成30年度にe-learningシステムを導入し、双方向授業を行える環境を整備する予定であるが、コミュニケーション能力を高めるシステムとして設定されたものではないため、現在実施している「キャリアデザイン」・「接遇」・「コミュニケーションスキル」等の授業の内容を改善し、コミュニケーション能力の獲得に繋がる授業の展開を学務・FD委員会で検討する。

・保健福祉学科では、国家試験対策として、①1年と2年の科目の進度を系統化し、授業の連携を図る、②「社会福祉概論」、「介護の基本」および選択科目、専門発展科目の実施時期の変更などの改善を行う、③2年に全国模擬試験を設定する。

→ ①、②については、学生の理解を高めるカリキュラム編成として実施する。③については平成29年度に設定し、実施した。

・ルーブリックによる学修評価、PROGテストを活用し学習支援と生活支援の両面から学生支援を図れるよう計画を策定する。

→ 平成29年度にルーブリックに関するFDワークショップを2回開催（アセスメント・ポリシー作成ワークショップを含む）した。また、学務・FD委員会、基礎実習検討作業部会では技能・態度の評価法としてルーブリックを用いることとし、改善作業を行い、平成30年度に一部の基礎実習に試験適用した。臨床実習では総合的な評価項目一覧を作成し、尺度評価による達成目標の可視化を図った。PROGテストは分析の過程がブラックボックスとなっており、無批判的な活用は良策ではないが、他に客観的に汎用的能力を測定するものがないため、PROGテストの問題点を含めた研修は意味がある。PROGテストについては、汎用的能力を測る他の主観的評価法（短大学生調査等）との相関等を分析することによって、より効果的な活用が期待できるため、平成30年度を目途に教育支援・教学IR委員会で分析を行うことを計画している。

[区分]基準Ⅱ・B-1 学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

【課題・改善状況】

・個々の学生を多角的に捉える「学生カルテ」を作成して学生支援に役立てることを検討したい。

→ 公表できない個人情報が含まれる資料について、教員が閲覧できる仕組みとして「学生カルテ」が検討されているのならば、再考する必要がある。学生のパーソナリティに関する資料は学生が保管することが望ましく、教員との共有情報は「ラーニング・ポートフォリオ」として「学修」の範囲で活用することが求められる。

・専攻科については、学修論文の審査が十分行えるよう、教授による若手教員の育成を行っている。

→ 学修論文の審査は研究指導教員の権限に属するものであり、若手教員は研究を行うことによって論文作成能力を獲得することが求められる。そのために、教授は若手教員が研究に従事できる時間を確保できるよう支援することが求められ、具体的な研究時間確保策を教授会等で検討する。

・教員の研究内容の質を上げることも課題である。

→ 教員全般についても、研究時間の確保が研究の質向上に不可欠であるので、研究時間確保策を教授会等で検討する。

・保健福祉学科では、国家試験対策として基礎強化演習（1回／月）、全国模擬試験（2回／年）を実施したが、学生の成績に対応した国家試験対策や集中個別指導の具体的な方法などが課題である。

→ 要支援学生の選別、教育支援・教学IR委員会で本学の学生に共通する得意分野・不得意分野を可視化し、具体的な対応につなげる。

・情報図書館分室を利用する学生が増えており、学生の自学自習の場として提供するた

めの効率的な利用法を検討することが課題である。

→ コミュニティホールは3室あり、教室等も施錠されていないため、学修スペースは充分あると考える。

・パソコン教室の利便性の向上を更に図ることが課題であり、更新や拡充に向けた中長期計画を作成するとともに、LAN管理室主導のもとセキュリティ体制の強化が必要である。

→ 平成28年度にパソコン教室の機器がデスクトップ型からノートブック型に更新され、また、教室外への（学内に限定）持ち出しも可能となり、利便性を高めた。平成28年度にコミュニティホールなどに無線LAN環境が一部構築され、平成29年度から教職員・学生の端末機器登録が可能となった。無線LAN環境は学園全体でセキュリティ管理がなされており、安心して利用できる状態になっている。

・年々手技の修得に時間を要する学生が増えているため、実習室の時間外開放を増やすとともに、教育媒体作成等の環境整備の検討が課題となる。

→ 平成29年度に学務・FD委員会で教育媒体の作成を行うことを決め、平成30年度に媒体を閲覧する環境（無線LAN・e-learningシステム）を導入する予定である。また、平成30年度に試験的に教育媒体を作成する計画を作成している。実習室の時間外開放については、平成30年度に専攻科学生をティーチング・アシスタントとして採用し、学生指導を委嘱することを計画している。

[区分]基準Ⅱ・B・2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

#### 【課題・改善状況】

・歯科衛生学科では、優秀な学生は臨床実習期間に診療科での勉強会や学会に参加しているが、そうした機会を増やしていきたい。

→ 学務・FD委員会で各診療科での勉強会への参加可能性、参加可能学会の情報を収集し、学生指導につなげる。

・学修習慣の確立と成績不振学生への早期対応をはかるため、小テスト実施科目の選別や課外の学修環境の整備の充実を図り、基礎学力の向上支援につなげたい。

→ 小テストは学生の理解度・達成度を確認する上で重要な資料であり、全科目で実施することが望ましい。成績優秀者を表彰する仕組みやその他のモチベーションを上げる手法と連携させることによって、一部の学生には学修習慣が作られることが期待できる。また、小テストを利用することによって成績不振学生の早期発見に繋がる。課外の学修環境の整備として、平成30年度に媒体を閲覧する環境（無線LAN・e-learningシステム）を導入する予定である。また、平成30年度に試験的に教育媒体を作成する計画を作成している。また、平成30年度に専攻科学生をティーチング・アシスタントとして採用し、学生指導を委嘱することで課外学修の活性化を図ることを計画している。今後改善に向けて検討すべき課題は、誰が把握し、いつ対応するかであるので、小テストの集積データを学務・FD委員会等に集約し、成績不振学生の発見と対応策の検討を行える仕組みを検討したい。

・専攻科においては、他校出身者の適応を円滑にすすめるため、個々の学生に対応した指導体制の充実を図りたい。

→ 専攻科教育を実施する上で重要な本学の教育の理念を理解した学生の入学が重要であり、専攻科学生については4年一貫教育の最終学年と捉えるべきである。そのため、他校出身者には、別途、本学の教育理念等についての説明が必要であるので、オリエンテーション時に実施することを学務・FD委員会で検討する。

・保健福祉学科では、入学から国家試験受験までの総合的な支援体制の具体化が必要であり、現在取り組んでいる。

→ 複数回の模擬試験導入と総合講義による対策を平成29年度に実施した。

・介護施設でのボランティアについて、参加するだけでなく主体的に活動できるような教育指導体制を整備する必要がある。

→ 現在のように、ボランティア活動を授業の中に組み込み、単位取得の必要条件としている間は、主体的な活動につながらないと考える。学友会にボランティア委員会を設置し、学友会活動として学生が積極的に行うことや、クラブ活動の一環として行うことなど、参加するイベントを学生が選択する仕組みを作ることが必要と思われるので、学友会と学務・FD委員会で検討する。

[区分]基準Ⅱ・B・3 学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

#### 【課題・改善状況】

・家庭の経済状況が厳しい学生が増えつつあるため、修学資金や企業からの奨学金・基金などのさらなる獲得を目指す必要がある。

→ 修学資金の継続・企業からの奨学金獲得・基金の設立などは大学単独で行えることではなく、また、早急に実施できるものではないため、大学で今できることに着目して、対策を立てることが必要である。その対策の一つとして、保健福祉学科では平成29年度に学友会、学生後援会の会費引き下げ、教科書の貸与を検討し、平成30年度に実施した。

・保健福祉学科のボランティアの評価について、評価法を確立することが課題である。

→ ルーブリック評価により、観点と尺度によって評価することが妥当と思われるので、実施担当で検討する。

・「学生満足度調査」の結果に基づいて、より一層学生の生活支援を組織的に行うことを検討する。

→ 平成29年度の調査結果では、施設設備についての評価が低いため、年次計画を作り、改善を図れるよう、教授会で検討する。

[区分]基準Ⅱ・B-4 進路支援を行っている。

【課題・改善状況】

・歯科衛生学科では、院長やスタッフとの人間関係や雇用条件の相違などで、早期退職する卒業生が多いので、具体的な情報を提示する機会が必要である。「卒業生アドバイザーによる就職ガイダンス」を全学年に広げる必要がある。また、「キャリアデザイン」の充実を図ることも課題である。

→ 就職先の求める能力の調査、業務・方針等による施設の分類、学生の適性による分類等を行える資料の検討を開始し、ミスマッチを防ぐ就職活動につながる支援システムを平成30年度から就業力支援委員会で検討する。

・学生が将来キャリアアップできるように、専門歯科医院を多く紹介できるような就職支援体制を構築しなければならない。

→ 専門歯科医院だけではなく、一般歯科医院についても優良な施設を確保することが、本学学生にとって有益であり、情報の収集に努める。

・保健福祉学科では、学生が自分にあう就職先について、適確な情報提供と個別の就職支援が課題である。

→ 就職先の求める能力の調査、業務・方針等による施設の分類、学生の適性による分類等を行える資料の検討を開始し、ミスマッチを防ぐ就職活動につながる支援システムを平成30年度から就業力支援委員会で検討する。

[区分]基準Ⅱ・B-5 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を受験生に対して明確に示している。

【課題・改善状況】

・入学者受け入れにつながる大学案内・ホームページの検討を行って、入学者受け入れの方針や本学の特徴を周知することが必要である。

→ 大学案内では表紙等にモデルではなく、本学学生を登用し、親近感を高めた。ホームページについては、ニュースやトピックスの鮮度が重要であるため、操作できる教員の育成を図る。平成30年度に作成のための技術研修を実施する予定である。

・高等学校への出前講義を通じて、歯科衛生士、介護福祉士の職業理解を深めるため、実施校の開拓に努めていきたい。

→ 平成28年度は福岡県内の高校を中心に山口県、大分県、鹿児島県の15高校で出前講義を開催した。内4校は両学科から各1名講師を派遣した。また、平成28年度は高校訪問時に、出前講座の要望を聞き、実施校の増加を図っている。

・入学前教育の実施が課題としてあげられる。

→ 平成29年度に入試委員会で入学前教育として、AO・推薦入試合格者に課題を出し、一定期間後回収した。平成30年度も内容を改善し、実施する予定である。

・多様な入学生への対応として、入学から卒業、就職まで学生をどう支援していくかが

今後の課題である。

→ 学務・FD委員会に設置したFD年間計画立案作業部会で「完全習得学習」に関する勉強会開催の検討を行っている。

・専攻科では、他の養成校からの入学希望者が半数を占めるよう広く公募することが必要である。

→ 他校からの受入も必要であるが、専攻科教育を実施する上で重要な本学の教育の理念を理解した学生の入学が重要であり、専攻科学生については4年一貫教育の最終学年と捉えるべきである。また、歯科衛生学科への入学により専攻科への円滑な進学をアピールすることは、本学の入学者確保の観点からも重要である。特に、特例適用専攻科として認められるのは本学卒業生や他の認定専攻科を設置している短期大学からの入学生に限定され、その他の養成校からの進学は学位授与授与機構への学位申請に関して、教員に負担を生じさせるため、現在行っている案内以上の他校への働きかけは、今の所必要がないと考える。

## 基準Ⅲ

### 教育資源と財的資源

### 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

#### 【行動計画】

・専任教員数は設置基準に定める教員数(20名)に1名不足しているため、早急に充足したい。

→ 平成29年4月に助教が採用され充足できたが、7月に退職したため、平成29年8月以降、欠員が生じている。助教の公募を行ったが適任者は見つからなかったため、平成29年11月に平成30年4月採用予定で再募集し、歯科衛生学科助教2名、保健福祉学科助教1名計3名を採用し、定員を充足した。

・実習については実習施設の指導者と連携を深めている。

→ 歯科衛生学科では、医科歯科総合病院の実習指導者と年3回指導者会議を開催し、情報共有を行っている。保健福祉学科では、臨床実地施設指導者と毎年指導者会議を開催し、情報共有を行っている。

・教員の教育力向上を図るため、専任教員は更に上の学位の取得を始め、認定や指導医、歯科衛生士教員全員が「専任教員認定歯科衛生士」資格の取得を目指す。

→ 平成29年度に講師2名が、平成30年度に講師1名が大学院修士課程に入学し、修士号の取得を目指している。「専任教員認定歯科衛生士」は全国歯科衛生士教育協会が行っているものであるが、主として内容が専門学校の歯科衛生士教員向けであり、本学では、一部医科歯科総合病院歯科衛生士等の協力を得て学内で実施できる内容である。また、4年制大学を志向する本学としては口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修が必要と思われ、新たな研修を検討する必要があるため、学長と学科長が協議を行っている。

・研究活性化、特に若手教員の科学研究費獲得に向けて指導の強化を行う。

→ 平成29年度に本学の研究ブランディング事業に関する提案が認められ、文部科学省の助成を得た。この事業を契機に若手教員の研究活性化を図り、科学研究費獲得につなげたい。

・事務課職員はSD活動に積極的に参加し、人事考課に反映させる。

→ 短大事務課職員は学園職員を対象として企画されているSDに毎回参加しており、また、本学で実施している大学教育再生加速プログラムのFD・SDワークショップ(久留米信愛短大との共同開催)にも毎年参加している。また、こうした研修はすでに人事考課に反映される仕組みが作られている。

#### [テーマ]

##### 基準Ⅲ-A 人的資源

#### 【改善計画】

・専任教員数は設置基準に定める教員数(20名)に1名不足しているため、早急に充足したい。

→ 平成29年4月に助教が採用され充足できたが、7月に退職したため、平成29年8月以降、欠員が生じている。平成29年7月に助教の公募を行ったが適任者は見つからなかつ

たため、平成 29 年 11 月に平成 30 年 4 月採用予定で再募集し、歯科衛生学科助教 2 名、保健福祉学科助教 1 名計 3 名を採用し、定員を充足した。

・教員の教育力向上を図るため、専任教員は更に上の学位の取得を始め、認定や指導医、歯科衛生士教員全員が「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得することにより教育の質・レベルを上げていくことが課題である。

→ 平成 29 年度に講師 2 名が、平成 30 年度に講師 1 名が大学院修士課程に入学し、修士号の取得を目指している。「専任教員認定歯科衛生士」は全国歯科衛生士教育協議会が行っているものであるが、主として内容が専門学校の歯科衛生士教員向けであり、本学では、一部医科歯科総合病院歯科衛生士等の協力を得て学内で実施できる内容である。また、4 年制大学を志向する本学としては口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修が必要と思われる、新たな研修を検討する必要があるため、学長と学科長が協議を行っている。

・研究活性化、特に若手教員の科学研究費獲得に向けて指導の強化を行うとともに、本学全体の研究のレベルアップが必要である。

→ 平成 29 年度に本学の研究ブランディング事業に関する提案が認められ、文部科学省の助成を得た。この事業を契機に若手教員の研究活性化を図り、科学研究費獲得につなげたい。若手教員はもちろん、教員全般についても、研究の質向上には各教員の研究時間の確保が不可欠であることから教員の研究時間確保策を教授会等で検討する。

・事務課職員と教員の連携を強化し、学生への多面的支援を迅速に行い、学修成果の向上を図らねばならない。そのために、事務職員は SD 活動に積極的に参加し、その成果を提供することが望ましい。人事考課システムを効果的に活用し、短大運営を活性化する。

→ 短大事務課職員は学園職員を対象として企画されている SD に毎回参加しており、また、本学で実施している大学教育再生加速プログラムの FD・SD ワークショップ（久留米信愛短大との共同開催）にも毎年参加している。また、こうした研修はすでに人事考課に反映される仕組みが作られている。学外研修等への参加については、今後教授会等で参加報告の機会を設け、他教職員への情報提供を行うこととしたい。

[区分] 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

**【課題・改善状況】**

・専任教員は更に上の学位の取得を始め、認定や指導医、歯科衛生士教員全員が「専任教員認定歯科衛生士」資格を取得することにより教育の質・レベルを上げていくことが課題である。

→ 平成 29 年度に講師 2 名が、平成 30 年度に講師 1 名が大学院修士課程に入学し、修士号の取得を目指している。「専任教員認定歯科衛生士」は全国歯科衛生士教育協議会が行っているものであるが、主として内容が専門学校の歯科衛生士教員向けであり、本学では、一部医科歯科総合病院歯科衛生士等の協力を得て学内で実施できる内容である。また、4 年制大

学を志向する本学としては口腔保健衛生学の専門性を高める教員研修が必要と思われ、新たな研修を検討する必要があるため、学長と学科長が協議を行っている。

[区分]基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

**【課題・改善状況】**

・抄読会等において各々の研究成果を発表し、申請に向けて計画調書のブラッシュアップを行っていくことが必要である。

→ 平成 28 年度は毎月抄読会を開催し、その中で研究成果を発表した。平成 29 年度に採択された研究ブランディング事業の取組として学内での研究報告を行った。また、平成 29 年度は科研費獲得に向けて若手教員に対する計画調書のブラッシュアップを行った。

・若手教員の研究の活性化のためには教授等が科学研究費獲得への指導を行う事が必要である。

→ 平成 29 年度に本学の研究ブランディング事業に関する提案が認められ、文部科学省の助成を得た。この事業を契機に若手教員の研究活性を図り、科学研究費獲得につなげたい。若手教員はもちろん、教員全般についても、研究の質向上には各教員の研究時間の確保が不可欠であることから教員の研究時間確保策を教授会等で検討する。

・奨学寄附金については獲得を増やす必要がある。

→ 教員の研究成果を地域に公開、還元することによって、本学の教育研究の理解を深め奨学寄附金の獲得につなげたい。

・外部資金の導入にあたり、学園事務課と協同して情報収集・文科省との連絡をおこなひ、教員への支援を強化する必要がある。

→ 文部科学省等の助成事業については学園総務課が担当しており、短大事務課との連携は良好である。また、科研費に関する説明会への参加、学内での報告・説明回答への参加は各教員にメール等で周知されている。

・福岡歯科大学、福岡看護大学との共同研究の推進や、介護施設を利用した研究の活性化も進める。

→ 福岡歯科大学とは短大教員の出身講座を中心に共同研究は以前から実施されている。歯科衛生士教員については平成 28 年度から看護大学との共同研究が開始された。平成 29 年度には福岡歯科大学研究ブランディング事業に本学教員が共同研究者として参加し、両大学との共同研究は着実に進んでいる。

[区分]基準Ⅲ-A-3 学修成果を向上させるための事務組織を整備している。

**【課題・改善状況】**

・学生の出欠は受験資格の要件となるので、迅速に行う必要がある。

→ 各学期の授業終了と試験開始の間が短く、受験資格審査は迅速に行われている。平成

28年度までは、授業終了前に受験資格審査を行わざるを得ない場合は、それ以降の授業の出欠については出席とみなして審査を行っていたが、平成29年度に仮受験として対応するようになった。

- ・短大事務課職員のSD活動の成果や情報を教員にも提供する必要がある。

→ 短大事務課職員が参加する学内、学園内のSD研修は、多くの場合教員も参加が可能である。学外研修等への参加については、今後教授会等で参加報告の機会を設け、他教職員への情報提供を行うこととしたい。

[区分]基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

【課題・改善状況】

- ・最優秀教育改善賞の選考に人事考課制度を活用することが課題である。

→ 最優秀教育改善賞の選考は、学務・FD委員会が指名した選考委員で行われており、推薦された教員の授業評価アンケートの結果、日常の教育活動等が資料として用いられている。人事考課制度は教育業績以外に研究・管理運営・社会貢献・診療等、多角的な観点から評価されており、教育だけを抜き出すことは困難であること、評価結果は考課者と被考課者間の協議により決定されるが、秘匿すべき内容が含まれているため、考課者以外の第三者が考課結果を閲覧することは考課制度の根幹を損なう可能性がある。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

【改善計画】

- ・講義室等の設備の点検・見直しと資料室等の廃棄物処理を進める必要がある。

→ 平成29年度に黒板の塗替え、天井破損部の張替え、資料室に放置されていた雑品の廃棄を行った。

- ・学生ロッカー室や研究室の有効活用を図る必要がある。

→ 平成29年度に5ヶ所に別れていた学生ロッカー室を2ヶ所に統合整理した。旧学生ロッカー室の一つを学科長室に転用し、少数の教員との協議が可能なスペースを確保した。教員研究室は本館南西部に集約し、講師・助教は相部屋、教授・准教授は個室とした。会議室を1階に移動し、2階会議室は専攻科学生研究室に転用した。また、セミナー室を3室設置し、小グループのミーティングを可能にした。

- ・学内のWi-Fi環境を整えていく必要がある。

→ 平成28年度にパソコン教室の設備更新に併せて、3階パソコン教室および1階コミュニティホールにWi-Fi環境を整備した。併せて、平成29年度に希望学生に対するスマートフォン、PCの接続登録サービスを開始した。平成29年度に就業力支援委員会で大学教育再生加速プログラムによるアクティブ・ラーニング促進の環境整備として学内Wi-Fi環境の整備とe-learningシステムの整備を図ることを決定し、平成30年度予算で整備する予定である。

[区分]基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

【課題・改善状況】

・講義室等の設備の点検・見直しと資料室等の廃棄物処理を進める必要がある。

→ 平成 29 年度に黒板の塗替え、天井破損部の張替え、資料室に放置されていた雑品の廃棄を行った。

・学生ロッカー室や研究室の有効活用を図る必要がある。

→ 平成 29 年度に 5 ヶ所に別れていた学生ロッカー室を 2 ヶ所に統合整理した。旧学生ロッカー室の一つを学科長室に転用し、少数の教員との協議が可能なスペースを確保した。教員研究室は本館南西部に集約し、講師・助教は相部屋、教授・准教授は個室とした。会議室を 1 階に移動し、2 階会議室は専攻科学生研究室に転用した。また、セミナー室を 3 室設置し、小グループのミーティングを可能にした。

・学内の Wi-Fi 環境を整えていく必要がある。

→ 平成 28 年度にパソコン教室の設備更新に併せて、3 階パソコン教室および 1 階コミュニティホールに Wi-Fi 環境を整備した。併せて、平成 29 年度に希望学生に対するスマートフォン、PC の接続登録サービスを開始した。平成 29 年度に就業力支援委員会で大学教育再生加速プログラムによるアクティブ・ラーニング促進の環境整備として学内 Wi-Fi 環境の整備と e-learning システムの整備を図ることを決定し、平成 30 年度予算で整備する予定である。

[区分]基準Ⅲ-B-2 施設・設備の維持管理を適切に行っている。

【課題・改善状況】

・学生用駐輪場スペースに余裕が少なくなっているため、駐輪方法について指導を行い、スペースの整備・拡充を今後、検討する。

→ 駐輪場は短大構内に 3 ヶ所設置されているが、建物入口に近い 1 ヶ所がスペースをはみ出して駐輪している。この駐輪場は短大の正面入口に近いため、利便性が高いことから利用されていると考えられるが、駐輪場をここに増設することは美観上も好ましくない。1 ヶ所は自動二輪車の駐輪場となっているが、自転車を停める余裕は十分あり、他の 1 ヶ所は殆ど空いている状態となっているため、今後、空いている駐輪場への誘導策（例えば学年による指定）を学務・FD 委員会で検討する。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

【改善計画】

・平成 28 年度末に情報技術に詳しい教員が退職したため、今後は情報技術の専門家の採用、または将来を担う若手教員の育成が必要である。当分は、外部講師等により、教員のトレーニングや研修を行う必要がある。

→ 短大教職員数は少なく、情報技術の専門家の採用は、一方で専門教育の教員数の減少を招く。多数の職員で対応できる組織と同様な発想では効果が上がらないため、小組織で多事象に対応する方法を構築する必要がある。在籍している教職員が初期対応できる能力を持つことで、迅速な対応が可能となる。情報技術については、平成 28 年度でホームページ作成・更新、パソコン教室運営、無線 LAN システム構築などを一手に行ってきたが、その教員が退職することによって対応不可能になった。これは組織の脆弱性として認識しなかった大学の責任であり、本来、退職が予想される時期から遡って対応策を取るべきであった。平成 29 年度からパソコン教室および LAN システムの管理については責任者を短大情報図書委員会委員長とし、運営については情報図書委員会が行うこととし、管理運営を個人から組織に移行し、脆弱性の是正を図った。ホームページの更新・作成については、保健福祉学科の更新を担当している教員が歯科衛生学科の更新も当面担当することで、事態の打開を図る。平成 30 年度に短大情報図書委員会委員を対象にホームページ作成・更新の研修を開催し、教職員の情報リテラシーの向上を図る。

・パソコンのハードウェアの更新や利便性を高めるソフトウェアの導入も検討する必要がある。

→ 平成 28 年度にパソコン教室デスクトップ型 PC をノートブック型に更新した。平成 29 年度にアクティブ・ラーニングの促進と授業評価の可視化に資するため、就業力支援委員会でアンケート集計装置、PDF 作成装置等の整備を平成 30 年度大学教育再生加速プログラム予算で行うことを決定した。

・情報リテラシーの進歩に合わせたクラウドシステムやスマートフォンに対応した学習支援システムの検討も始める必要がある。

→ 平成 29 年度にアクティブ・ラーニングの促進と授業評価の可視化に資するため、e-learning システムの整備を平成 30 年度大学教育再生加速プログラム予算で行うことを決定した。

[区分]基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学修成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

#### 【課題・改善状況】

・短大の ICT 技術支援は情報システム委員が中心となって行っているが、情報技術に詳しい教員が退職したため、ICT 技術に精通した教員の採用や、教員対象 ICT 技術関連の研修を行ったりする必要がある。

→ 短大教職員数は少なく、情報技術の専門家の採用は、一方で専門教育の教員数の減少を招く。多数の職員で対応できる組織と同様な発想では効果が上がらないため、小組織で多事象に対応する方法を構築する必要がある。在籍している教職員が初期対応できる能力を持つことで、迅速な対応が可能となる。情報技術については、平成 28 年度でホームページ作成・更新、パソコン教室運営、無線 LAN システム構築などを一手に行ってきたが、その教員

が退職することによって対応不可能になった。これは組織の脆弱性として認識しなかった大学の責任であり、本来、退職が予想される時期から遡って対応策を取るべきであった。平成 29 年度からパソコン教室および LAN システムの管理については責任者を短大情報図書委員会委員長とし、運営については情報図書委員会が行うこととし、管理運営を個人から組織に移行し、脆弱性の是正を図った。ホームページの更新・作成については、保健福祉学科の更新を担当している教員が歯科衛生学科の更新も当面担当することで、事態の打開を図る。平成 30 年度に短大情報図書委員会委員を対象にホームページ作成・更新の研修を開催し、教職員の情報リテラシーの向上を図る。

・学生が利用できる学内 LAN は整備されているが、タブレットやスマートフォンに対応できる Wi-Fi などの ICT システムの拡充が求められる。

→ 平成 28 年度にパソコン教室の設備更新に併せて、3 階パソコン教室および 1 階コミュニティホールに Wi-Fi 環境を整備した。併せて、平成 29 年度に希望学生に対するスマートフォン、PC の接続登録サービスを開始した。平成 29 年度に就業力支援委員会で大学教育再生加速プログラムによるアクティブ・ラーニング促進の環境整備として学内 Wi-Fi 環境の整備と e-learning システムの整備を図ることを決定し、平成 30 年度予算で整備する予定である。

・短大の学生証にも IC チップを導入し、学生管理を一元化する必要がある。

→ 出欠管理、本館への入退館管理、図書室への入退室管理や諸証明の発行手続きなど事務の簡素化に繋がる可能性が考えられるが、誤作動、紛失時の管理業務など新たな事務処理の発生も生じる可能性が高い。教授会等で費用対効果を調査研究し、導入の是非を検討する。

## [テーマ]

### 基準Ⅲ-D 財的資源

#### 【改善計画】

・保健福祉学科では定員充足が最重要課題であるため、社会人学生の確保、介護福祉士修学資金の継続と拡充、授業料減免制度等について検討する必要がある。

→ 保健福祉学科の定員未充足は、介護保険制度の構造的問題に起因するもので大学の対応で解決できるものではないが、その中で大学として行える改善策については確実に実施する必要がある。平成 29 年度に学生後援会、学友会会費の減額、教科書の無償貸与を決定し、平成 30 年度から実施する予定である。

・短大全体として、事業収入の増加の方策、科学研究費の獲得、文部科学省の教育プログラムの獲得などを積極的に進めなければならない。

→ 「介護福祉士実務者研修」、「口腔介護スキルアップ講座」、「職業訓練生の受入」等の事業を今後も充実させ、受講者の増加を図る。

[区分]基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

【課題・改善状況】

・学生定員の確保に向けて努力し、財務の健全化に向けて取り組む必要がある。

→ 平成 28 年 3 月の時点で、歯科衛生学科の在籍者は 265 名、保健福祉学科の在籍者は 47 名、専攻科は 20 名であり、併せて 8 名の欠員が生じている。本学の収入の約 25%は授業料収入であり、欠員の解消が財務改善の要因であるのは間違いない。また、文部科学省の私学助成金についても、定員充足率に応じた掛け率が定められており、本学は 30%-40%の減額を余儀なくされており、定員未充足による逸失収入は数千万円に及ぶ。歯科衛生学科は他養成校との差別化（専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員等、文科省助成事業の紹介）を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝し、定員充足を図る必要がある。また、職業訓練生を含む社会人学生の獲得も、同様な手法が効果的であると思われる。高校生を対象とした志願者増はそうした方法では非常に困難であるが、推薦者である高校教員や家族への同様なメッセージとしては一定の効果をもたらすことが期待できるため、広報活動の活性化について入試委員会で検討する。

・収容定員（入学者数）が低迷している歯科衛生学科も、学生募集における方策について検討するとともに、広報活動を積極的に行う必要がある。

→ 歯科衛生学科では平成 26 年度入学をピークに平成 28、29 年度と 2 年連続で定員未充足状態が続いている。オープンキャンパス参加者へのアンケート調査や在学生・教員の印象調査では施設の老朽化、交通アクセスを課題とする事が多い。本館の改築等が魅力を高める効果を持つことは確かであり、福岡歯科大学の本館、附属病院等の改修、改築等、学園全体のリノベーションスケジュールに従った計画的な改修対象に取り上げられており、それまでの期間に可能な改善を図ることが必要である。本学の施設が老朽化していると印象付けられる大きな原因は、天井ボードの破損、講義室椅子の汚損、教卓裏の倉庫化、多量の不用品の資料室等での放置、講義室の私物放置等、管理が行き渡っていないことに起因すると考えられ、平成 29 年度に整理を行った。また、地下鉄からの通学路から認識できる大学看板を北側に設置し、南側にかけていた老朽化した看板を取り替えることで、印象を改善した。

・研究活性化のために科学研究費の獲得や、施設設備を拡充させるための外部資金の獲得に努力することが課題である。

→ 外部資金の獲得には他の短大の模範的な取組を先駆的に実施すること、研究推進と質の向上を図る、継続的な研究活動の維持、行政・企業等のニーズに対応する教育研究活動が確立できていることが必要である。平成 29 年度に文部科学省の助成事業である研究ブランディング事業に本学の提案が認められ、この事業を契機に若手教員はもちろん、教員全般についても研究活動の一層の活性化を図り、その成果を科学研究費獲得につなげたい。具体的な活性化策として、各教員の研究時間の確保が不可欠であることから、教員の研究時間確保策を教授会等で検討するとともに、教員の研究視野を広げる機会（勉強会、抄読会、協議会等）を研究ブランディング事業実施委員会で検討する。

### テーマ基準 III -D 財的資源の改善計画

・保健福祉学科の入学定員確保のため、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて学生納付金の引き下げ、学納金分納制度の拡充、授業料減免制度の導入など受験生の経済的負担を考慮した様々な取り組みを実施してきたが、期待した効果は現れていない。また、歯科衛生学科においても、平成 28 年度は入学定員が未充足となっている。学生確保は財政安定化の最重要課題であることから、今までの取組について検証を行い、効果的な学生募集活動を行っていく。

→ 平成 28 年 3 月の時点で、歯科衛生学科の在籍者は 265 名、保健福祉学科の在籍者は 47 名、専攻科は 20 名であり、併せて 8 名の欠員が生じている。本学の収入の約 25%は授業料収入であり、欠員の解消が財務改善の要因であるのは間違いない。また、文部科学省の私学助成金についても、定員充足率に応じた掛け率が定められており、本学は 30%-40%の減額を余儀なくされており、定員未充足による逸失収入は数千万円に及ぶ。歯科衛生学科は他養成校との差別化（専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員等、文科省助成事業の紹介）を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝し、定員充足を図る必要がある。また、職業訓練生を含む社会人学生の獲得も、同様な手法が効果的であると思われる。高校生を対象とした志願者増はそうした方法では非常に困難であるが、推薦者である高校教員や家族への同様なメッセージとしては一定の効果をもたらすことが期待できるため、広報活動の活性化について入試委員会で検討する。

[区分]基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実体を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

#### 【課題・改善状況】

・財政上の安定を確保するためには、両学科の入学者が定員を充足する事が重要である。

→ 平成 28 年 3 月の時点で、歯科衛生学科の在籍者は 265 名、保健福祉学科の在籍者は 47 名、専攻科は 20 名であり、併せて 8 名の欠員が生じている。本学の収入の約 25%授業料収入であり、欠員の解消が財務改善の要因であるのは間違いない。また、文部科学省の私学助成金についても、定員充足率に応じた掛け率が定められており、本学は 30%-40%の減額を余儀なくされており、定員未充足による逸失収入は数千万円に及ぶ。歯科衛生学科は他養成校との差別化（専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員等、文科省助成事業の紹介）を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝し、定員充足を図る必要がある。また、職業訓練生を含む社会人学生の獲得も、同様な手法が効果的であると思われる。高校生を対象とした志願者増はそうした方法では非常に困難であるが、推薦者である高校教員や家族への同様なメッセージとしては一定の効果をもたらすことが期待できるため、広報活動の活性化について入試委員会で検討する。

・介護福祉士実務者研修、リカレント教育等の事業収入を確保することも必要である。

→ 「介護福祉士実務者研修」は登録学生が少なく、収益事業とはなっていない。また「口腔介護スキルアップ講座」も収支均衡の状態で開催されており、収益事業となっていない。

い。「口腔介護スキルアップ講座」は内容を改善することによって登録者数の増加を図ることも可能であることから就業力支援委員会で内容を検討する。

- ・科学研究費等の外部資金の獲得に向けた取組も必要である。

→ 科学研究費等の外部資金の獲得には、研究推進と質の向上を図る、継続的な研究活動の維持が必要である。平成 29 年度に文部科学省の助成事業である研究ブランディング事業に本学の提案が認められ、この事業を契機に若手教員はもちろん、教員全般についても研究活動の一層の活性化を図り、その成果を科学研究費獲得につなげたい。具体的な活性策として、各教員の研究時間の確保が不可欠であることから、教員の研究時間確保策を教授会等で検討するとともに、教員の研究視野を広げる機会（勉強会、抄読会、協議会等）を研究ブランディング事業実施委員会で検討する。

## 基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

### 【行動計画】

・本学の自己点検評価は、平成9年に学則第4条に基づき設置された自己点検・評価委員会が中心になって、「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題」を3～4年毎に発行し、学内外に公開して説明責任を果たしてきた。

→ 「福岡医療短期大学歯科衛生学科・保健福祉学科の現状と課題」は自己点検・評価委員会が中心となって刊行されてきたが、報告書で指摘された課題、改善を要する点については検証してこなかったため、自己点検・評価報告書を出すだけの取り組みとなり、PDCAサイクルの連環による教育研究活動の改善に至らなかった。その反省の下に、自己点検・評価委員会は平成29年度の中期構想期間6年を通した第3次中期構想を作成するに当たり、自己点検・評価報告書を刊行する中間年にPDCAサイクルの駆動装置として改善報告書を作成することを決め、第3次中期構想に盛り込んだ。本改善報告書によって、達成部分、未達成部分、責任部署、進捗状況が明確になり、各担当委員会が責任を持って改善に取り組むことが明瞭になった。

・これまでの中期構想を踏まえて策定された「福岡学園第三次中期構想」の実現に取り組んでいる。本学の教育、研究、医療福祉活動は理念や基本方針が明確に関連したものになり、本学の自己点検・評価は質的に大きく改善され、なお推進していかなければならない。

→ 本学は学則第1条を教育の理念として、3つのポリシーに基づいて教育研究活動を行っている。また、第3次中期構想の重要達成項目に基づいて行動計画を策定しており、教育研究活動は建学の理念の実現を目指すものとして設定されている。今後、自己点検・評価報告書と同改善報告書を定期的に刊行し、未達成部分の洗い出しと達成に向けた方策を常に検討・実施していくことでPDCAを可動させ、教育研究の改善を図る。

### [テーマ]

#### 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

### 【改善計画】

・本学の第三者評価に対する理事会の関与・責任の明確化をさらに進め、今般の自己点検・評価で明らかとなった課題を改善につなげ、理事会に自主的な自己点検・評価活動を節目、節目に報告していく必要がある。

→ 平成26年度に認証された短期大学協会による意見で、理事会と評議員会の同時開催が改善すべき問題とされた。学園理事会は毎月(8月を除く)、評議員会は年3回開催されており、評議員会開催日には理事会も開催されているが、両会は別途開催されており、同時開催とはしていない。これまで、本学の自己点検・報告書は理事長には提出されていたが、理事会には提出されていなかったことが判明し、本改善報告書の元になった2014-2016自己点検・評価報告書は所定のプロセスで理事会、評議員会に報告した。

[区分] 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

【課題・改善状況】

・理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮しており、短期大学の教育の使命を果たし経営責任の視点に立って、短期大学教育の向上・充実を目指している。

→ 短大の財務状況、管理運営活動はこれまでも総務課、財務課、短大事務課を通して理事会に報告されていたが、教育研究活動については理事長と短大学長の協議によって自由度の高い運営が行われてきた。平成 29 年度から理事長と学長の協議とともに理事会等への教育研究活動報告を常に行うことによって、理事会等がより堅実な管理運営体制を築けるように改善した。

・理事会には学外者が 6 名おり、第三者評価の役割を担っているが検討する必要がある。

→ 短大の管理運営、財務状況に関する報告は所管事務課を通して、理事にも報告されている。平成 29 年度から教育研究活動についても、常任役員会、理事会への報告を逐一行うことで、学外理事の助言を得るようにした。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

【改善計画】

・入学定員を確保するために、学生募集活動を積極的かつ効果的に行うよう指導する。

→ 年間を通じて実施していた高校訪問について、教員の疲弊と教育研究活動の停滞の原因であると判断し、平成 29 年度から春季・秋季の原則 2 回実施に変更した。ホームページの更新については平成 28 年度で担当していた教員が退職し、その後歯科衛生学科の更新が滞っていた。そのため、平成 30 年度の入試情報等の必要最小限の情報提供に留まってしまった。平成 29 年度にホームページ担当部署を情報図書委員会とすることを決め、情報図書委員を対象に技術指導を検討している。

・受け入れた多様な学生に対して、建学の精神、教育の理念、3つの方針に基づいた教育を充実させる。

→ 歯科衛生学科、保健福祉学科とも、オリエンテーションで周知を図っているが、短大ではマニュアルに基づいて実施するという文化が根づいておらず、どのようにされているかについては確認できていない。初年次教育の授業として周知を行うことで、明確にすることを学務・FD 委員会で検討する。

・学修成果の質的・量的データを収集・分析し、学修成果の可視化に基づく教育機能の向上のための自己点検・評価の推進を図る。

→ 平成 29 年度に教育支援・教学 IR 委員会で学修成果に関する資料分析を行うことを決定し、入学試験と在学成績、卒業時の成績との相関を検討した。

・カリキュラム、教育体制の改善を指導する。

→ 平成 29 年度に学務・FD 委員会にカリキュラム・シラバス改善作業部会、基礎実習検

討作業部会、FD年間計画立案作業部会を設置し、カリキュラム改善、学外研修施設での臨床実習、実習の評価法の改善、体系的なFD活動による教育力の改善に取り組んだ。

[区分] 基準IV-B-1 学修成果を獲得するために教授会等の教学運営体制が確立している。

【課題・改善状況】

・保健福祉学科の入学定員を充足するため、引き続き高校訪問、職業訓練生の受け入れ、修学資金の継続要請、社会人受入等により定員確保に努める。

→ 平成28年3月の時点で、歯科衛生学科の在籍者は265名、保健福祉学科の在籍者は47名、専攻科は20名であり、併せて8名の欠員が生じている。とりわけ、保健福祉学科の定員充足率は両学年で60%を下回っており、学年によっては50%を下回る状況である。こうした慢性的な定員未充足状況が本学の経営を圧迫していることは否めない。また、文部科学省の私学助成金についても、定員充足率に応じた掛け率が定められており、平成27年度以降は歯科衛生学科の定員未充足も生じたため、本学は30%-40%の減額を余儀なくされている。保健福祉学科の職業訓練生を含む社会人学生の獲得は、歯科衛生学科の対応と同様、他養成校との差別化（専攻科の設置、教育の質、豊富な専任教員等、文科省助成事業の紹介）を図り、高校訪問、ホームページ等で広報することで本学の魅力を広く宣伝することが効果を生み出すことが期待できる。高校生を対象とした志願者増についても、間接的なものではあるが推薦者である高校教員や家族へのメッセージとして発信することで、一定の効果が期待できると思われる。具体的な広報活動の方策については入試委員会で検討する。

・国家試験に対応するために、カリキュラム内容や教育指導体制のさらなる検討・改善に努める。

→平成29年度に教育支援・教学IR委員会で各授業科目の定期試験成績と卒業試験成績、国家試験自己採点結果との関連を検討した。その結果、両学科とも専門科目（専門基礎科目を含む）について卒業試験成績と相関の低いものが見られた。また、保健福祉学科では卒業試験の結果は2年の成績より1年の成績と相関が高い逆転現象が生じていた。この結果を、教授会に報告し、授業改善の資料に供した。

・教員の資質向上に向けて、若手教員の研究支援体制を整備する事が必要である。

→ 若手教員にとどまらず教員全般について、研究時間の確保が研究の質向上に不可欠であるので、研究時間確保策を教授会等で検討する。平成29年度に本学の研究ブランディング事業に関する提案が認められ、文部科学省の助成を得た。この事業を契機に若手教員の研究活性を図り、科学研究費獲得につなげたい。

テーマ

基準IV-C ガバナンス

(b) 改善計画

特になし

区分

基準 IV-C-1 監事は寄付行為の規程に基づいて適切に業務を行っている。

(b) 課題

特になし

区分

基準 IV-C-2 評議員会は寄付行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(b) 課題

特になし

区分

基準 IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(b) 課題

特になし

選択的評価基準 職業教育の取組について

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

→ 機会あるごとに教職員・学生に周知を図っているが、本基準（1）について更に周知を図るため「学生の葉」に明記することとした。

基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

→ 平成 28 年度高校訪問では、訪問高校から出前講義実施の要望を聴取した。調査を継続し、実施校の増加につなげて行く。

基準（3） 職業教育の内容と実施体制が確立している。

→ 基礎実習と臨地実習のより一層の連携を図るため、学務・FD 委員会に作業部会を置き検討を行っている。

基準（4） 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

→ 平成 23 年度から実施している「口腔介護スキルアップ講座」の受講者は平成 26 年度～職年度の期間で 40 名～48 名となっているが、修了者は受講者の 50%～83%となっている。本講座は歯科衛生士を対象としたリカレントプログラムであるが、54%～59%は本学専攻科学生が占めており、学外の受講者および修了者の実数は半数程度である。プログラム内容の改善を図り、学外からの受講者および修了者数を増やすことが必要であり、就業力支援委員会で検討する。

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

→ 歯科衛生士および介護福祉士、社会福祉士、看護師について厚生労働省の各養成所指定規則では教員の資質として一定期間の実務経験を有することが求められている。しかし、短大教員として採用後は実務につくことがないため、実務経験は資格上の要件としてしか意味を持たず、実務経験の教育への還元が弱くなっている。短大教員の医科歯科総合病院での研修の可能性について、平成 29 年度に短大と医科歯科総合病院間で協議を開始した。

基準（6） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

→ 職業教育の測定には、国家資格取得学生の割合をキー・パフォーマンス・インデックスとして評価しているが、保健福祉学科については平成 28 年度まで国家試験受験免除で国家資格が得られていたが、平成 29 年度から養成校修了者は時限資格の付与（5 年間）となり、終身免許に切り替えるには、その間に国家試験に合格する、あるいは、5 年間介護施設に勤務することが求められるようになった。平成 29 年度の本学卒業生の国家試験結果は養成校卒業生の全国平均を大きく下回り、国家試験への対応の改善が必要となった。学務・FD 委員会で改善を検討し、平成 31 年度授業に反映させる。